



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*71 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 告示
  - 1390 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
  - 1391 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 ( " )
  - 1392 救急病院の認定 (医務課)
  - 1393 中島井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)
- 選挙管理委員会告示
  - \*107 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正
  - 108 政治団体の設立の届出
  - 109 政治団体の届出事項の異動の届出
  - 110 政治団体の解散の届出
  - 111 政治団体の収支報告書の要旨
  - 112 資金管理団体の指定の取消しの届出
  - 113 政治団体の収支報告書の要旨
- 公告
  - 県有財産売却公告 (公営企業課)

る条例施行規則(昭和43年和歌山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1号を加える。

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

## 規 則

### 和歌山県規則第71号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

## 告 示

### 和歌山県告示第1390号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3012300202	有限会社ひだまり	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	和歌山県新宮市仲之町3丁目1番3号	和歌山県新宮市下田1丁目1番24号	平成20.9.20

### 和歌山県告示第1391号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定

に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号

の規定に基づき次のとおり公示する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

平成20年10月28日

1 病院・診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
医療法人南労会紀和クリニック	橋本市岸上23番地1	所在地	橋本市神野々1103	橋本市岸上23番地1	平成20.10.1

和歌山県告示第1392号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人南労会紀和病院
- 2 所在地 橋本市岸上18-1
- 3 有効期限 平成23年10月18日

- 理事 明渡純一 岩出市中島192番地
- 理事 竹田元一 岩出市中島494番地
- 理事 近藤一郎 岩出市中島490番地の2
- 理事 松本美早子 岩出市中島1090番地
- 理事 藤井眞智子 岩出市中島1032番地
- 理事 吉村喜美 岩出市畑毛222番地
- 理事 二階堂豊藏 岩出市金屋169番地
- 理事 田村計美 岩出市中黒129番地の4
- 監事 木村昌夫 岩出市中島158番地
- 監事 藤井雅司 岩出市畑毛159番地の1

和歌山県告示第1393号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中島井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	田村晃一	岩出市中島538番地
理事	竹田信男	岩出市中島495番地
理事	出口隆昭	岩出市中島135番地
理事	津田聖治	岩出市中島508番地
理事	藤井武	岩出市中島1121番地
理事	田村隆夫	岩出市中島1060番地の3
理事	山本茂三郎	岩出市畑毛208番地
理事	二階堂豊藏	岩出市金屋169番地
理事	西出秀一	岩出市中黒372番地
監事	山本尚平	岩出市中島160番地
監事	神下教暉	岩出市畑毛151番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	幡井武司	岩出市中島536番地

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第107号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

「社会福祉法人南紀白浜福祉会  
第5項の表名称の欄中 老人保健施設  
成華苑」を

「社会福祉法人南紀白浜福祉会  
介護老人保健施設  
成華苑」に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
税理士による世耕弘成後援会	速水慎一郎	瀬藤啓司	和歌山市湊通丁北1丁目1-3	平成20.9.22	政治団体	
たから会	吹揚マサエ	吹揚厚子	田辺市宝来町10番21号	平成20.10.2	政治団体	

岡昇一後援会	堀希平治	岡昇一	東牟婁郡串本町串本22 4-5番地	平成 20.10.3	政治団体	
--------	------	-----	----------------------	---------------	------	--

和歌山県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
木村よしき日置川町後援会	会計責任者	田谷健司	山口幹夫	平成 20.8.27	政治団体	
たまき三夫をささえる会	主たる事務所の所在地	有田市箕島255番地	有田市箕島811番地	平成 20.9.24	政治団体	
和歌山県医師連盟	代表者	青木敏	柏井洋臣	平成 20.9.29	政治団体	
自由民主党和歌山県医療会	代表者	青木敏	柏井洋臣	平成 20.9.29	政党の支部	
民主党和歌山県第3区総支部	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町堅田2049-3	田辺市南新万13-4	平成 20.9.30	政党の支部	
	代表者	玉置公良	藤本眞利子	平成 20.9.30	政党の支部	
	会計責任者	森峰数	大久保尚洋	平成 20.9.30	政党の支部	
新風会議員連盟	代表者	向井孝行	松本亀吉	平成 20.9.30	政治団体	
周勝会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)  (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  衆議院議員  岸本周平、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成 20.10.1	政治団体	
民主党和歌山県第1区総支部	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成 20.10.1	政党の支部	
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成 20.10.3	政党の支部	
民主党和歌山県第2区総支部	会計責任者	中村嘉一	山部弘	平成 20.10.10	政党の支部	
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成	政党の支部	

	(公職の種類)	衆議院議員		20.10.10		
なおと会	会計責任者	中村嘉一	山部弘	平成 20.10.10	政治団体	
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体			
	(公職の種類)	衆議院議員		平成 20.10.10	政治団体	
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	阪口直人、衆議院議員				

和歌山県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
野中恵治後援会	水野孝治	平成 19.2.16	平成 19.2.16
市政刷新有志の会	村上有司	平成 19.3.29	平成 19.3.29
木村よしき日置川町後援会	森田敏行	平成 19.12.31	平成 20.8.27
森利夫後援会	森利夫	平成 20.9.10	平成 20.9.10
古守そのお後援会	橋本弘	平成 20.9.30	平成 20.9.30

和歌山県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	野中恵治後援会	古守そのお後援会	
報告年月日	平成19年2月16日	平成20年9月30日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3、収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	野中恵治後援会	市政刷新有志の会	木村よしき日置川町後援会	森利夫後援会
報告年月日	平成19年2月16日	平成19年3月29日	平成20年8月27日	平成20年9月10日
資金管理団体の届出をした者の氏名		村上 有司		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		田辺市長		
1 収入総額	0	980,333	429,825	0
ア 前年繰越額	0	980,333	429,825	0
イ 本年収入額	0	0	0	0
2 支出総額	0	0	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳			
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費				
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	古守そのお後援会	
報告年月日	平成20年9月30日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	森利夫後援会	古守そのお後援会	
報告年月日	平成20年9月10日	平成20年9月30日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		



和歌山県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったの

で、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
村上有司	田辺市長	市政刷新有志の会	田辺市上屋敷2-14-35	村上有司	平成19.3.29

和歌山県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(平成19年分)の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	日下ひろき後援会	辻大介後援会	自由民主党熊野川支部	自由民主党那賀町支部	
報告年月日	平成20年9月5日	平成20年9月8日	平成20年9月18日	平成20年9月19日	
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る公職の種類					
1 収入総額	0	0	441,173	542,271	
ア 前年繰越額	0	0	241,173	441,527	
イ 本年収入額	0	0	200,000	100,744	
2 支出総額	0	0	89,700	96,312	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあっせんによるもの				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			200,000	100,000
	カ その他の収入				744
	4 支出の内訳			89,700	
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			89,700	
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				96,312
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)					

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	自由民主党和歌山 県日高郡第一支部	自由民主党太地町 支部
報告年月日	平成20年9月24日	平成20年9月30日
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る 公職の種類		
1 収入総額	0	667,686
ア 前年繰越額	0	659,713
イ 本年収入額	0	7,973
2 支出総額	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入	7,200
	カ その他の収入	773
	4 支出の内訳	
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

収入の内訳(平成19年分)

自由民主党熊野川支部

1 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	(名称)	(金額)	(所在地)
	自由民主党和歌山県支部連合会	200,000円	和歌山市

自由民主党那賀町支部

1 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	(名称)	(金額)	(所在地)
	自由民主党和歌山県支部連合会	100,000円	和歌山市
2 その他の収入			
	1件10万円未満のもの	744円	

自由民主党太地町支部

1 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	(名称)	(金額)	(所在地)
	自由民主党和歌山県支部連合会	7,200円	和歌山市
2 その他の収入			
	1件10万円未満のもの	773円	

公 告

県有財産売却公告

県有財産(土地)の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令

第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札により売り払う物件  
次の土地を入札に付し、売り払う。

物件番号	所在	地番	地目	地積(㎡)	予定価格(円)	入札保証金(円)
1	海南市岡田字庄境	392番10	雑種地	460	31,000,000	3,100,000

備考 予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であり、かつ、同条第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (2) 個人にあつては暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は法人にあつては役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員でない者であること。
- (3) 和歌山県が定めるガイドライン(以下「県ガイドライン」という。)並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者であること。
- (4) 3により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込み

をした者であること。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の参加の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、平成20年11月20日(木)まで(郵送により申し込む場合は、平成20年11月20日までの消印があるものを有効とする。)に所定の申込書により和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課
- (2) 期間  
平成20年10月28日(火)から平成20年12月10日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで。ただし、平成20年10月28日(火)

- にあつては午後1時から、平成20年12月10日(水)にあつては午後1時までとする。
- 5 入札説明書及び県ガイドラインを交付する場所及び期間  
4の(1)及び(2)に同じ。
- 6 現地説明を行う場所及び日時  
1に示した物件の所在する現地において、次の日時に現地説明を行う。

物件番号	現地説明を行う日時		現地説明を行う場所
1	平成20年11月8日(土)	午前10時	海南市岡田字庄境392番10

- 7 一般競争入札等の場所及び期間
- (1) 場所  
公有財産売却システムによる。
- (2) 入札期間  
平成20年12月3日(水)午後1時から平成20年12月10日(水)午後1時まで
- (3) 開札日時  
平成20年12月10日(水)午後1時
- 8 入札の方法
- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。  
なお、この登録は、1回に限り行うことができる。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。
- 9 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、和歌山県が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する(申請により契約保証金に充当する場合を除く。)
- 10 契約及び契約保証金に関する事項  
落札者は、平成20年12月24日(水)までに契約を締結するとともに、契約保証金を納付しなければならない。
- 11 売払代金の納入  
契約を締結した者は、当該契約締結の日から2週間以内に和歌山県が指定する納付方法により、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- 12 入札の無効  
本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。
- 13 落札者の決定の方法  
入札期間終了後、和歌山県は開札を行い、売却区分

- (公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。
- 14 その他
- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
ア 名称  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課  
イ 所在地  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-3314
- (2) 契約書作成の要否  
要